

## 特定機能病院について

### 第1 現状と課題

- 1 特定機能病院は 高度の医療の提供や高度の医療技術の開発、 高度の医療に関する研修を行うことが求められるなど、一般の病院とは異なる様々な機能を併せ持つ医療機関である(参考資料P1)。
- 2 そのため、医療法において、医師・看護師・薬剤師をはじめとした医療従事者の手厚い配置や、集中治療室の設置等の基準が規定されている。また、診療報酬上も一般の医療機関とは異なる評価を行っている(参考資料P2~3)。
- 3 大学病院医療費が医療費全体に占める割合は 5.9%であり、他の種類の病院や診療所と比較して高い伸び率となっている(参考資料P4~13)。

### 第2 現行の診療報酬上の評価の概要

- 1 特定機能病院の一般病棟、結核病棟、精神病棟について、一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料とは異なる評価を行っている。

A104 特定機能病院入院基本料(1日につき)

1 一般病棟の場合

イ 7対1入院基本料 1,555点 (改)

[施設基準]

- ・当該病棟の入院患者の平均在院日数が28日以内であること。
- ・当該病棟に入院している患者の看護必要度等について継続的に評価を行い、その結果に基づき評価を行っていること。

(参考)一般病棟入院基本料 7対1入院基本料の施設基準

- ・当該病棟の入院患者の平均在院日数が19日以内であること。
- ・看護必要度の基準を満たす患者を1割以上入院させる病棟であること(救命救急入院料を算定する治療室を有している保険医療機関の病棟を除く)。

ロ 10対1入院基本料 1,300点 (改)

[施設基準]

- 当該病棟の入院患者の平均在院日数が28日以内であること。  
特定機能病院はDPC制度の対象となるが、以下のような包括になじまない場合には出来高により算定する。
- ・平均より大幅に入院期間が長い
  - ・症例ごとに費用や入院期間のばらつきが大きい
  - ・新しい治療等で過去のデータがない

2 結核病棟の場合

イ 7対1入院基本料 1,447点

ロ 10対1入院基本料 1,192点 (改)

ハ 13対1入院基本料 949点

ニ 15対1入院基本料 886点

3 精神病棟の場合

イ 7対1入院基本料 1,311点

ロ 10対1入院基本料 1,240点 (改)

ハ 15対1入院基本料 839点

## 届出医療機関数(上段:医療機関数/下段:病床数)

		平成19年	平成20年
特定機能病院入院基本料	一般病棟	81	82
		63,799	64,523
	結核病棟	14	14
		238	238
		精神病棟	72
	3,345		3,385

## 算定状況(社会医療診療行為別調査 各年6月審査分)

			平成19年		平成20年	
			実施件数	算定回数	実施件数	算定回数
特定機能病院入院基本料	一般病棟	7対1	5,658	70,507	12,355	155,345
		10対1	10,117	135,321	3,690	49,290
	結核病棟	7対1	40	960	-	-
		10対1	3	90	50	150
		13対1	-	-	-	-
		15対1	-	-	-	-
	精神病棟	7対1	60	900	50	650
		10対1	280	2,220	180	4,405
		15対1	2,498	51,044	2,810	63,490

- 2 特定機能病院における高度な医療の提供や紹介患者の受け入れ等の機能に着目し、平成18年度、平成20年度において一般病棟の入院基本料の14日以内の加算の引き上げを行った。

## A104 特定機能病院入院基本料

注2 イ 一般病棟の場合

改

改定前	平成20年度改定後
(1) 14日以内の期間の加算 652点	(1) 14日以内の期間の加算 712点

機能評価係数としてDPCに反映されている。

算定状況(社会医療診療行為別調査 各年6月審査分)

			平成 19 年		平成 20 年	
			実施件数	算定回数	実施件数	算定回数
特定機能病院入院基本料	一般病棟	14日以内加算	4,567	26,698	4,535	20,360
		15日以上30日以内加算	3,458	23,129	4,950	25,270
	結核病棟	30日以内加算	3	42	-	-
		31日以上90日以内加算	43	808	-	-
	精神病棟	14日以内加算	1,425	11,294	1,090	10,995
		15日以上30日以内加算	1,202	11,916	1,260	11,385
		31日以上90日以内加算	1,191	19,084	1,390	21,205
		91日以上180日以内加算	525	7,290	740	14,665
		181日以上1年以内加算	100	2,100	210	6,190

3 特定機能病院の役割に鑑み、小児入院医療管理料、亜急性期入院医療管理料、医師事務作業補助体制加算、入院時医学管理加算等は算定できないこととしている。

4 平成 15 年度より、特定機能病院における入院医療は主として DPC により評価を行っている。

DPC の対象患者は、一般病棟の入院患者(精神病棟を除く)のうち、包括評価の対象となった診断群分類に該当した者であり、治験の対象患者、臓器移植患者、先進医療の対象患者等は対象外となり、これらの患者は出来高での算定となる。

特定機能病院の入院基本料及び入院期間に応じた加算等については、機能評価係数で評価されている。また、各年度対象病院の調整係数の平均を比較すると、特定機能病院が分類される平成 15 年度対象病院は最

も高くなっている(参考資料P14~20)。

病院類型と調整係数		
病院類型	病院数	調整係数平均値
平成 15 年度 DPC 対象病院	82	1.144345
平成 16 年度 DPC 対象病院	62	1.133250
平成 18 年度 DPC 対象病院	216	1.077188
平成 20 年度 DPC 対象病院	358	1.043656

- 5 大学病院に対しては、診療報酬以外にも、運営交付金(文部科学省)の交付や、医師事務作業補助者の配置促進を含む「大学病院業務改善推進事業」(文部科学省平成 21 年度補正予算)等がある。

### 第3 論点

特定機能病院について、診療報酬上の評価をどう考えるか(参考資料P1~20)。